＜水質汚濁防止法施行令第２条に規定される有害物質＞

一　カドミウム及びその化合物
二　シアン化合物
三　有機燐化合物（ジエチルパラニトロフエニルチオホスフエイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフエニルチオホスフエイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフエニルチオノベンゼンホスホネイト（別名 EPN）に限る。）
四　鉛及びその化合物
五　六価クロム化合物
六　砒素及びその化合物
七　水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
八　ポリ塩化ビフェニル
九　トリクロロエチレン
十　テトラクロロエチレン
十一　ジクロロメタン
十二　四塩化炭素
十三　一・二－ジクロロエタン
十四　一・一－ジクロロエチレン
十五　一・二－ジクロロエチレン
十六　一・一・一－トリクロロエタン
十七　一・一・二－トリクロロエタン
十八　一・三－ジクロロプロペン
十九　テトラメチルチウラムジスルフイド（別名チウラム）
二十　二－クロロ－四・六－ビス（エチルアミノ）－ｓ－トリアジン（別名シマジン）
二十一　S－四－クロロベンジル＝N・N－ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
二十二　ベンゼン
二十三　セレン及びその化合物
二十四　ほう素及びその化合物
二十五　ふつ素及びその化合物
二十六　アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
二十七　塩化ビニルモノマー
二十八　一・四－ジオキサン